

秋田県における大学、短期大学及び高等専門学校間の
単位互換実施に関する覚書

制定 平成19年 3月29日

秋田大学
秋田県立大学
国際教養大学
ノースアジア大学
秋田看護福祉大学
秋田公立美術工芸短期大学
秋田栄養短期大学
聖靈女子短期大学
日本赤十字秋田短期大学
聖園学園短期大学
秋田工業高等専門学校

「秋田県における大学、短期大学及び高等専門学校間の単位互換に関する協定書」
による単位互換については、次に基づいて実施する。

1 対象学生

対象学生は、参加大学等に在学する学生（短期大学及び高等専門学校の専攻科の学生を含む。）であり、前期及び通年開講科目にあっては2年次生以上（高等専門学校においては5学年以上）、後期開講科目にあっては1年次生以上（高等専門学校においては4学年以上）とする。

ただし、前期の集中講義については、1年次生（高等専門学校においては4学年）も対象にことができる。

2 受入学生の人数

受け入れる特別聴講学生の数は受入大学等において定めるものとする。

3 履修科目の範囲

特別聴講学生が履修できる授業科目名及び単位数等は、別表様式「単位互換履修対象授業科目一覧」により別に定める。

4 履修単位数

特別聴講学生が受入大学等において履修できる一人あたりの通算単位数は、12単位を上限とする。

5 履修期間

特別聴講学生としての履修期間は、当該学生が履修する授業開講年度又は開講学期とする。

6 授業時間割等

- (1) 開講する授業科目の授業時間割は、原則として、前期及び通年開講科目については前年度の1月末日まで、後期開講科目については当該年度の7月末日までに大学コンソーシアムあきた企画部に通知するものとする。
- (2) 受入大学等の時間割に従うものとし、特別の時間割は設けない。
- (3) 開講する授業科目のシラバスは、原則として、前年度の1月末日までに大学コンソーシアムあきた企画部に通知するものとする。

7 受入手続き

- (1) 派遣大学等は、毎学期ごとに履修希望学生の「単位互換協定に基づく特別聴講学生入学願」(別紙様式1)を取りまとめ、受入大学等の許可を得るものとする。
- (2) 受入大学等は、派遣大学等へ受入許可の決定通知を行うものとする。
- (3) 受入大学等は、受入許可の手続きにおいて可能な限り履修登録期限を猶予するなど他大学の学生受入に柔軟に対応するよう努めることとする。
- (4) 派遣大学等は、履修希望学生に受入決定を通知するとともに、履修に際しての留意事項等について説明するものとする。

8 試験、成績及び単位の認定等

- (1) 試験は、受入大学等の定めるところにより実施するものとする。ただし、試験日時が重複した場合は、派遣大学等の授業科目について追試験等の措置を講じるものとする。
- (2) 受入大学等は、派遣大学等に対し、履修科目の単位授与に係る合否並びに成績評価の結果を通知するものとし、派遣大学等は、受入大学等の通知に基づき単位の認定を行うものとする。

9 特別聴講学生に係る通知等

- (1) 特別聴講学生に休学又は退学等の異動があった場合には、派遣大学等は速やかに受入大学等に通知するものとする。
- (2) 授業等に係る特別聴講学生への諸連絡事項については、受入大学等が派遣大学等へ通知する。

10 施設の利用等

履修上必要とする施設・設備の利用については、受入大学等の定めるところにより便宜を供与するものとし、特別聴講学生は、受入大学等の規則等を遵守するものとする。

11 会議

運営に関する会議は、大学コンソーシアムあきた教育研究部会に置く。

12 庶務

協定及び覚書に関する事務は、大学コンソーシアムあきた企画部が行う。

13 その他

本覚書は、参加大学等の合意の基に、必要に応じて見直すことができる。

附 則

この覚書は、平成19年4月1日から施行する。

別表様式

平成 年度単位互換履修対象授業科目一覧

機関名 _____

授業科目名	担当教員	単位数	学期	受入数	開講学部等	曜日／時限	備考

入学願様式

単位互換協定に基づく特別聴講学生入学願

平成 年 月 日

学長様

フリカナ 氏名	(西暦) 年 月 日	印	男 女
生年月日	年 月 日		
現住所	〒 電話		
在籍大学 学部(専攻) 学年			

次のとおり特別聴講学生として、_____に入学いたしましたくお願いします。

1 履修期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

2 授業科目を履修する理由

3 履修を希望する授業科目

授業科目名	単位	学期	担当教官	曜日	時限	備考